

令和6年度 第4回 藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和7年3月18日（火）

午後1時30分～

場所：藤枝市役所 大会議室

所管：藤枝市健康福祉部

こども未来応援局こども課

議事次第

1 開会

2 委員長挨拶

3 こども未来応援局長挨拶

4 出席委員確認及び議事内容確認

5 議事

【協議事項】

(1) 特定教育・保育施設の確認について・・・・・・・・・・・・・資料1

(2) 特定地域型保育事業の確認について・・・・・・・・・・・・・資料2

6 報告事項

(1) 藤枝市こども計画（案）のパブリックコメント結果報告と計画報告について

(2) 令和7年度幼保こ小連携事業について

(3) 藤枝市こども基本条例の一部改正について

(4) 藤枝市子ども・子育て会議条例の一部改正について

(5) 市立みわ保育園の移転・新築工事の完成と名称等の変更について

(6) 令和7年度当初予算・組織の概要について

7 その他

※会議終了後、本年4月に開園する市立みわ保育園の見学会を開催

(希望される方のみ)

令和7年度の藤枝市子ども・子育て会議は2回を予定
第1回は令和7年7月頃を予定

特定教育・保育施設の確認について

(こども課)

1 確認とは

子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項の規定に基づき、財政支援（施設型給付費）の対象となる施設であるかどうかを市町村が確認すること。

確認する項目は、子ども・子育て支援法施行規則及び藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等による。

2 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定により、市町村が特定教育・保育施設の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

3 利用定員に関する基準

特定教育保育施設は、条例で定める基準に基づき、下表のとおり利用定員を設定する。

施設・事業所	利用定員の設定	
	定員数	認定区分（1号・2号・3号）
幼稚園	特に定めなし	1号
認定こども園	20人以上	1号・2号・3号
保育所	20人以上	2号・3号

4 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、施設・事業者の意向を考慮し、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要。

5 確認をした施設

(1) 認可保育所の認定こども園移行に伴うもの。

<移行前>

類型	設置者	施設 名称	認可 定員	利用実績 (R7.1)	利用定員(人)					計
					1号	2号	3号			
					3～5歳		0歳	1歳	2歳	
保育所	(社福) 青山福祉会	たちばな 保育園	135	102	－	76	15	20	24	135



<移行後>

類型	設置者	施設名称	認可定員	利用実績 (R7.1)	利用定員(人)					計
					1号	2号	3号			
					3～5歳		0歳	1歳	2歳	
保育所型 認定こども園	(社福) 青山福祉会	保育所型認定こども園 たちばな保育園	135	102	6	59	9	15	17	106

(2) 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に伴うもの

類型	設置者	設置 名称	認可 定員	利用実績 (R6.5)	利用定員(人)			
					1号			計
					3歳	4歳	5歳	
幼稚園	(学法) 高洲学園	高洲南 幼稚園	300	80	40	25	25	90

6 確認の変更協議

【利用定員の変更】

いずれの施設においても、これまでの実績を踏まえ、現状の保育ニーズに柔軟に対応するため、利用定員を変更するものである。

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
保育所	藤枝 聖マリア 保育園	1号認定	－	－	－	－	－	－	0
		2号認定	－	－	－	30	30	30	90
		3号認定	15	20	25	－	－	－	60
計			15	20	25	30	30	30	150



<変更後>

認定区分	利用定員（R 7年度）（人）						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	—	—	—	—	—	—	0
2号認定	—	—	—	25	30	30	85
3号認定	11	20	24	—	—	—	55
計	11	20	24	25	30	30	140

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
保育所	ガゼルの森 保育部	1号認定	—	—	—	—	—	—	0
		2号認定	—	—	—	30	30	30	90
		3号認定	15	20	25	—	—	—	60
計			15	20	25	30	30	30	150



<変更後>

認定区分	利用定員（R 7年度）（人）						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	—	—	—	—	—	—	0
2号認定	—	—	—	20	20	25	65
3号認定	6	15	18	—	—	—	39
計	6	15	18	20	20	25	104

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
幼保連携型 認定こども園	駿河台 こども園	1号認定	—	—	—	42	30	30	102
		2号認定	—	—	—	20	20	20	60
		3号認定	6	12	12	—	—	—	30
計			6	12	12	62	50	50	192



<変更後>

認定区分	利用定員 (R 7年度) (人)						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	—	—	—	20	20	20	60
2号認定	—	—	—	20	20	20	60
3号認定	6	12	12	—	—	—	30
計	6	12	12	40	40	40	150

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
幼保連携型 認定こども園	こばと こども園	1号認定	—	—	—	50	40	40	130
		2号認定	—	—	—	20	20	20	60
		3号認定	0	0	0	—	—	—	0
計			0	0	0	70	60	60	190



<変更後>

認定区分	利用定員 (R 7年度) (人)						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	—	—	—	25	25	25	75
2号認定	—	—	—	20	20	20	60
3号認定	0	0	0	—	—	—	0
計	0	0	0	45	45	45	135

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
幼保連携型 認定こども園	青島 こども園	1号認定	－	－	－	72	54	54	180
		2号認定	－	－	－	16	16	16	48
		3号認定	9	16	16	－	－	－	41
計			9	16	16	88	70	70	269



<変更後>

認定区分	利用定員（R7年度）（人）						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	—	—	—	43	31	31	105
2号認定	—	—	—	16	16	16	48
3号認定	9	16	16	—	—	—	41
計	9	16	16	59	47	47	194

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
幼稚園型 認定こども園	認定こども園 藤枝橘幼稚園	1号認定	—	—	—	8	8	9	25
		2号認定	—	—	—	10	10	10	30
		3号認定	0	0	0	—	—	—	0
計			0	0	0	18	18	19	55



<変更後>

認定区分	利用定員（R7年度）（人）						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	—	—	—	4	4	3	11
2号認定	—	—	—	8	8	8	24
3号認定	0	0	0	—	—	—	0
計	0	0	0	12	12	11	35

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
幼稚園	藤枝東幼稚園	1号認定	—	—	—	47	33	45	125
		2号認定	—	—	—	—	—	—	0
		3号認定	—	—	—	—	—	—	0
計			0	0	0	47	33	45	125

<変更後>



認定区分	利用定員（R7年度）（人）						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	—	—	—	30	30	30	90
2号認定	—	—	—	—	—	—	0
3号認定	—	—	—	—	—	—	0
計	0	0	0	30	30	30	90

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
幼稚園	藤枝西幼稚園	1号認定	—	—	—	17	19	19	55
		2号認定	—	—	—	—	—	—	0
		3号認定	—	—	—	—	—	—	0
計			0	0	0	17	19	19	55

<変更後>



認定区分	利用定員（R7年度）（人）						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	—	—	—	9	13	13	35
2号認定	—	—	—	—	—	—	0
3号認定	—	—	—	—	—	—	0
計	0	0	0	9	13	13	35

参考資料（関係法令等抜粋）

■子ども・子育て支援法

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。
（中略）

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■子ども・子育て支援法施行規則

（特定教育・保育施設の確認の申請等）

第二十九条 法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し
（以下省略）

■藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

（利用定員）

第五条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

特定地域型保育事業所の確認について

(こども課)

1 地域型保育事業とは

子ども・子育て支援新制度において創設された制度で、3歳未満児を主に保育をする利用定員が19人以下の施設・事業である。

ただし、事業所内保育事業は、利用定員の上限はない。

認可基準は、「藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、市が認可する。

■施設設備・職員配置基準

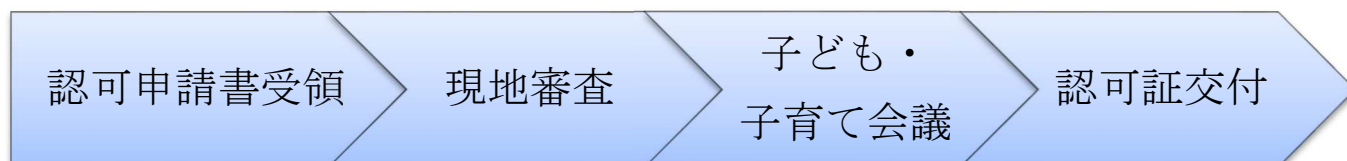
事業名	定員	保育従事者 資格	職員配置 (乳幼児：保育従事者)	面積基準 (乳幼児一人あたりの面積)
家庭的保育事業	5人以下	家庭的保育者	0～2歳 3:1	0～2歳 3.3㎡以上
小規模保育事業 A型	6人以上 19人以下	保育士	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上
小規模保育事業 B型	6人以上 19人以下	保育士 1/2 以上	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上
小規模保育事業 C型	6人以上 10人以下	家庭的保育者	0～2歳 3:1	0～2歳 3.3㎡以上
居宅訪問型保育 事業	1人	家庭的保育者	0～2歳 1:1	基準なし (乳幼児の家庭で保育するため)
事業所内保育 事業	1人以上 (地域枠の子ども)	保育士	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上

2 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第43条第2項の規定により、市町村が地域型保育事業の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

3 認可事務の流れ

事業者から提出された認可申請書類を基に、職員が現地審査を実施し、運営責任者への聞き取り調査及び設備基準・職員配置を確認する。



4 確認の変更協議

【利用定員の変更】

(1) 変更予定施設の概要

施設類型	施設名称	申請者	保育定員	所在地
小規模保育 A 型	あいキッズランド たぬま園	あいキッズ ランド(株)	19人	田沼3-20-28
小規模保育 A 型	あいキッズランド みなみ園	あいキッズ ランド(株)	19人	田沼1-16-12

(2) 変更内容

施設名称	利用定員				利用定員(令和7年度～)			
	3号認定				3号認定			
	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計
あいキッズランド たぬま園	8人	11人	0人	19人	<u>6人</u>	<u>6人</u>	<u>7人</u>	19人
あいキッズランド みなみ園	0人	4人	15人	19人	<u>6人</u>	<u>6人</u>	<u>7人</u>	19人

(3) 変更理由 これまでの実績を踏まえ、現状の保育ニーズに柔軟に対応するため。

参考資料(関係法令等抜粋)

■子ども・子育て支援法

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■子ども・子育て支援法施行規則

(特定地域型保育事業者の確認の申請等)

第三十九条 法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 地域型保育事業の認可証等の写し
- 六 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
- 七 満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの利用する小学校就学前子どもの数
- 八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所
(以下省略)

■藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(利用定員)

第 37 条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型及び小規模保育事業 B 型にあつては、6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型にあつては、6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、1 人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、3 号認定子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、当該事業所に係る従業員の小学校就学前子どもと、その他の小学校就学前子どもごとに定める 3 号認定子どもに係る利用定員とする。)を、満 1 歳に満たない子どもと満 1 歳以上の子どもに区分して定めるものとする。

藤枝市こども計画（案）のパブリックコメント結果について

（こども課）

1 要旨

「藤枝市こども計画（案）」について、令和6年12月24日（火）から令和7年1月23日（木）までパブリックコメントを実施し、3人の方から9件の意見が寄せられた。意見の反映状況については別紙のとおりとする。

2 これまでの経緯

開催日	会議等	内容
令和5年12月10日	「市長と『未来の藤枝を語り合う会』」の開催	小学生～高校生からの意見聴取
令和6年 1月17日	オンラインプラットフォームによる意見聴取（～2月7日）	小学生～大学生及びその保護者からの意見聴取
3月10日	子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施（～3月24日）	就学前児童の保護者へのニーズ調査
5月 1日	若者向けアンケート調査の実施（～5月20日）	15歳以上39歳以下の若者へのアンケート調査
5月21日	発達支援事業利用者へのアンケート調査の実施（～6月7日）	令和5年度に発達支援事業の利用経験のある児童の保護者
6月14日	行政経営会議	策定方針の承認
6月14日	市議会	策定方針の報告
6月26日	第1回子ども・子育て会議	策定方針の報告
6月28日	第1回藤枝市こども計画策定委員会（庁内関係課長）	策定方針の確認
6月30日	こども・若者VOICEプロジェクト（公聴会）の開催	小学生～高校生からの意見聴取
6月30日	オンラインプラットフォームによる意見聴取（～7月31日）	小学生～20代からの意見聴取
7月23日	市内公共施設等8か所での意見聴取（～8月22日）	小学生～20代からの意見聴取
8月19日	第2回子ども・子育て会議	計画骨子案の審議
10月11日	部局長パブリックコメント	計画素案に対する意見聴取等
10月11日	第2回藤枝市こども計画策定委員会（書面開催）	計画素案に対する意見聴取等
10月21日	市議会健康福祉教育委員会報告	計画素案の報告、意見聴取
10月28日	第3回子ども・子育て会議	計画素案の報告

11 月 18 日	行政経営会議	計画案の承認、パブコメ実施の報告
12 月 18 日	市議会全員協議会	計画案、パブコメ実施の報告
12 月 24 日	パブリックコメントの実施（～令和 7 年 1 月 23 日）	
令和 7 年 2 月 5 日	行政経営会議	パブリックコメント結果報告

3 今後のスケジュール

3 月 1 日 パブリックコメント結果公表（～ 4 月 1 日）

3 月末 計画書の公表、市民周知

4 広報の展開等

（1）パブリックコメントの結果公表

市ホームページ、こども課、市役所行政情報コーナー、文化センター、岡部支所、各地区交流センターにて公表

（2）計画書の公表・周知

市ホームページによる周知、市行政情報コーナー及び各地区交流センター等へ配架、こども課での閲覧 など

令和7年度 幼保こ小連携事業について

(こども課)

1 要旨

義務教育開始前後の「架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）」は、生涯にわたる学びの基礎をつくるための大切な時期であり、こどもに関わる幼稚園、保育施設、小学校の大人たちが共通の視点を持ち、この大切な時期を支えることが求められている。**本市ではこの大切な「架け橋期」の幼保こ小の連携・接続を市内全域で取り組んでいく体制を整えるため、今年度、小学校・幼保こ園の先生方を中心とした「架け橋プログラム策定委員会」を設置し、幼保こ小連携に向けての手引書「ふじえだかけはしBOOK」の作成を行ってきたところである。令和7年度は、この「ふじえだかけはしBOOK」をもとに各小学校区での幼保こ小の連携を推進していく。**

2 今年度の取組

全3回の「架け橋プログラム策定委員会」を実施（R6.7 / R6.12 / R7.1）

（内容）幼保こ小の連携についての現状と課題の洗い出し

手引書の内容についての協議

架け橋カリキュラムの協議 等

令和7年3月 幼保こ小架け橋プログラム「ふじえだかけはしBOOK」完成予定

3 令和7年度の取組

＜架け橋プログラム策定委員会＞

全3回開催予定

架け橋プログラム（手引書）の策定は終了したが、引き続き手引書をもとにした取組が推進できるよう、次の情報の提供、課題に対しての解決策等の協議を行っていく。

＜担当者連絡会＞

各園・各小学校より **幼保こ小連携事業推進担当者を選出**

担当者には、年3回（5月8月2月）実施予定の担当者連絡会への参加を依頼

各回で研修会と小学校区ごとの架け橋カリキュラムの協議

＜研修会＞

幼保こ小合同研修会の実施 8月実施予定

（仮題）「架け橋期の円滑な連携・接続について」

＜架け橋期のコーディネーター配置＞

こども課に架け橋期のコーディネーターを配置（校長OB）

園や小学校への巡回、架け橋カリキュラム作成や連携・交流へのアドバイス等を行う

藤枝市こども基本条例の一部改正について（報告）

（こども課）

1 要旨

藤枝市こども基本条例について、条例第 19 条の条文内で引用している「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたため、当該法律名の記載箇所とそれに伴う内容を改正したので報告する。

2 改正内容

藤枝市こども基本条例

【改正前】

（貧困の防止）

第 19 条 市は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の規定に基づく計画を定め、こどもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、こどもの貧困防止のための対策に取り組むものとする。

【改正後】

（貧困の解消）

第 19 条 市は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の規定に基づく計画を定め、こどもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、こどもの貧困防止の解消に向けた対策に取り組むものとする。

3 法律改正の主旨

令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定されたこども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更されたものである。

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 こどもの権利の保障（第 3 条―第 6 条）

第 3 章 こどもの権利を保障するための責務（第 7 条―第 1 1 条）

第 4 章 こどもにやさしいまちづくりの推進（第 1 2 条―第 2 2 条）

第 5 章 保護者等への周知及び啓発（第 2 3 条）

第 6 章 施策の評価（第 2 4 条・第 2 5 条）

第 7 章 こどもの権利侵害からの救済（第 2 6 条）

第 8 章 雑則（第 2 7 条）

附則

こどもは、次代を担うかけがえのない存在であり、計り知れない可能性を秘めた宝であります。

全てのこどもは、貴重な社会の一員であり、一人一人が異なる環境の中で育ち、権利の主体として尊重され、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されなければなりません。そのために全ての市民は、連携し、及び協働してこどもに寄り添い、誰一人取り残すことなく、全てのこどもが将来へ希望をもち、心と体が健やかに育つ環境づくりを推進する必要があります。

さらに、こども自身がこれらの権利を理解し、行使し、守られることが、こどもにやさしいまちの実現につながっていきます。

今を生きるこどもたちが、夢と希望を抱きながら幸せに暮らし、安全・安心で心身ともに健やかに成長することは、全ての市民にとって切なる願いであります。その成長を地域社会で相互に連携し、かつ、協働して支え、明るい未来へ導き、生まれ育った自然豊かで魅力あふれるまちにいつまでも住み続けたいと思えるような、こどもにやさしいまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、全てのこどもを尊重し、こどもの権利並びに保護者、市、学校等、地域住民等及び事業者（以下「市等」という。）の責務その他の市が行う

こども基本法（令和４年法律第７７号。以下「法」という。）に規定するこども施策（以下「こども施策」という。）の推進のための基本となる事項を定めることにより、こどもたちが安全に、かつ、安心して健やかに育つまち及びこどもにやさしいまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） こども １８歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- （２） 若者 中学生年代から４０歳未満の者をいう。
- （３） 保護者 親及びこどもを現に養育する者をいう。
- （４） 学校等 学校、幼稚園、保育所、認定こども園その他こどもが学び、育つための施設並びにこれらの関係者及び組織をいう。
- （５） 地域住民等 市民及び団体をいう。
- （６） 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む全ての事業者及び団体をいう。
- （７） 関係機関 他の地方公共団体、警察及び医療機関をいう。

第２章 こどもの権利の保障

（安心して健康に生きる権利の保障）

第３条 市等は、こどもが安全に、かつ、安心して健康に生きるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- （１） 命が守られ、尊重されること。
- （２） 差別又は不当な扱いを受けないこと。
- （３） 虐待、体罰、いじめなどあらゆる暴力を受けないこと。
- （４） 健康が保たれ、適切な医療を受けられること。

（個性が尊重され自分らしく生きる権利の保障）

第４条 市等は、こどもがその個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- （１） 自分の存在を認められ、個性が尊重されること。
- （２） 自分の考えを年齢、成長及び発達に応じて自由に表現し、尊重されること。
- （３） プライバシー及び名誉が守られること。

（自ら守り、守られ、育まれる権利の保障）

第5条 市等は、こどもが自分を守り、又は自分が守られ、若しくは育まれるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- (1) 学び、遊び、及び心身ともに休息することができること。
- (2) 文化、芸術及びスポーツに触れ、親しむこと。
- (3) 社会全体から必要な支援を受けられること。
- (4) 成長が妨げられる状況から保護されること。
- (5) 悩み又は困りごとに係る相談をし、又は助言その他必要な支援を受けられること。
- (6) 愛情と理解をもって大切に育まれること。

(社会に参加する権利の保障)

第6条 市等は、こどもが自分に関わることについて意見を述べ、社会に参加するために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- (1) 自分の意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 社会に参加するために、必要な知識及び情報を得るための支援が受けられること。
- (3) 自由に仲間を作り、集い、又は活動すること。

第3章 こどもの権利を保障するための責務

(保護者の責務)

第7条 保護者は、こどもの養育及び権利の保障について最も重要な責任があることを認識し、必要に応じて市等及び関係機関に相談し、支援を求め、こどもの年齢及び発達に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、自らの権利と同様に、他者の権利を尊重できるよう支援に努めるものとする。
- 3 保護者は、こどもとの時間を大切にし、こどもが健やかに育つ環境の整備に努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、学校等、地域住民等、事業者及び関係機関（以下「保護者等」という。）と連携し、協働によりこども施策を推進するものとする。

- 2 市は、保護者、学校等、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(学校等の責務)

第9条 学校等は、こども一人一人の発達に応じて、こどもが主体的に学び、健やかに育つことができる環境を整備するとともに、必要な支援に努めるものとする。

2 学校等は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重し、ともに学ぶことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

3 学校等は、こどもが様々な経験を通して成長できるよう、必要な支援に努めるものとする。

（地域住民等の責務）

第10条 地域住民等は、市及び学校等と協働して、こどもが安全に、かつ、安心して豊かな心と体を育むことができる環境の整備に努めるものとする。

（事業者の責務）

第11条 事業者は、保護者である従業員が子育てと仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場の環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、ともに働く従業員の子育てに対する理解を深め、意識向上に努めるものとする。

第4章 こどもにやさしいまちづくりの推進

（こども本位の環境の整備の推進）

第12条 市は、保護者等と協働して、こどもが健やかに育ち、こどもの気持ちを受け止め、かつ、こどもの権利が尊重されるこども本位の環境の整備を推進するものとする。

（健やかな成長の支援）

第13条 市は、こどもの健やかな成長に必要な支援を推進するものとする。

（伴走型支援）

第14条 市は、伴走型支援（妊産婦の段階及び新生児から若者に至るまでの各段階に応じ、一貫した包括的できめ細かな切れ目のない支援をいう。）を推進するものとする。

（誰一人取り残さない教育の推進）

第15条 市は、全てのこどもたちが誰一人取り残されることなく、ともに教育を受け、一人一人が夢や希望を持ち、生き生きと学び、健やかに育つ環境の整備に努めるものとする。

（こどもにやさしいまちづくりの推進）

第16条 市は、第12条から前条までの規定を踏まえ、こども施策の幅広い展開及びより一層の充実並びに医療、教育、福祉その他こどもに関連する分野との連

携及び調整を図りつつ、法第10条第2項に規定する計画を定め、総合的かつ計画的に施策を推進するものとする。

- 2 市は、こども施策の推進に当たっては、こども及び保護者その他の関係者の意見を聴くものとする。

（虐待及び体罰の防止）

第17条 市は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に基づき虐待及び体罰を防止及び予防するために必要な対策を講じるとともに、保護者等と連携し、虐待及び体罰の防止及び早期発見のための対策を講じるよう努めるものとする。

- 2 市は、虐待及び体罰の連絡があった場合は、虐待及び体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに守るため、関係機関、保護者（虐待及び体罰を行っているものを除く。）、学校等及び地域住民等（以下「関係機関等」という。）と情報を共有し、連携して必要な支援を行わなければならない。

- 3 関係機関等は、虐待及び体罰を受けたこどもに対し、こどもが施設等に保護され、又は入所している間においてもこどもの権利が保障されるよう、市との情報の共有その他必要な配慮に努めるものとする。

（いじめの防止）

第18条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づくいじめ防止基本方針を定め、いじめの防止及び早期発見に努めるものとする。

- 2 学校等は、いじめを受けたこども及び保護者に適切な支援を行うとともに、いじめを行ったこどもに対してその背景に配慮した上で指導し、又はその保護者に対して助言を行うものとする。

（貧困の解消）

第19条 市は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の規定に基づく計画を定め、こどもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、こどもの貧困の解消に向けた対策に取り組むものとする。

（こどもの社会参加及び意見表明）

第20条 市等は、こどもが社会の一員として自分の考え及び意見の表明を行うことにより社会に参画する機会を設けるよう努めるものとする。

- 2 市は、こども施策について、こどもが意見を表明し、参画する機会を確保するものとする。
- 3 学校等及び地域住民等は、学校等の行事及び地域活動に関して、こどもが意見

を表明し、参画する機会の確保に努めるものとする。

（こどもの居場所の整備）

第 2 1 条 市等は、こどもが自分らしく安心して過ごすことができ、かつ、様々な体験を通し、豊かな人間性を育むことができる場（以下「こどもの居場所」という。）の整備に努めるものとする。

2 市等は、こどもの居場所の整備に当たって、こどもが豊かな自然及び様々な人と触れ合い、多様な体験ができるよう助言又は必要な支援に努めるものとする。

（多様性の尊重）

第 2 2 条 市等は、こどもが国籍、性別及び宗教の違い、障害の有無その他の違いについて、その多様性を尊重されるよう配慮するものとする。

2 市等は、こどもに対し、偏見及び差別その他不当な扱いが生まれないようにするために、その多様性に対する理解を深め、広めるよう努めるものとする。

第 5 章 保護者等への周知及び啓発

（保護者等への周知及び啓発）

第 2 3 条 市は、こどもの権利に関する保護者等の理解を深めるため、必要な周知及び啓発を行うものとする。

第 6 章 施策の評価

（報告）

第 2 4 条 市は、こどもの権利を守り、こども施策の充実を図るため、こども施策の推進状況について、藤枝市子ども・子育て会議（藤枝市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年藤枝市条例第 2 7 号）第 1 条に規定する藤枝市子ども・子育て会議をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

（評価・検証）

第 2 5 条 藤枝市子ども・子育て会議は、こども施策の推進状況その他こども施策に関連する事項について評価及び検証をし、その結果を市が公表するものとする。

第 7 章 こどもの権利侵害からの救済

（こどもの権利侵害からの救済）

第 2 6 条 市は、こどもの権利侵害に関する相談又は救済に当たっては、保護者等との連携を図るとともに、こどもの特性及び権利侵害の実情に配慮し対応するものとする。

第 8 章 雑則

（委任）

第 27 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 18 日 条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市子ども・子育て会議条例の一部改正について

(こども課)

1 要旨

こども基本法や藤枝市こども基本条例に基づき策定する「藤枝市こども計画」に関する事務を「藤枝市子ども・子育て会議」の所掌事務とするため、下記のとおり条例を改正する。

2 主な改正内容

第1条 (設置)	【修正】 「藤枝市子ども・子育て会議」の <u>設置根拠</u> が、 <u>こども基本法に基づく旨を追加</u>
第2条 (用語の定義)	【新設】 <u>本条例上の用語の意義が、子ども・子育て支援法及びこども基本法において使用する用語と同義である旨を規定</u>
第3条 (所掌事務)	【修正】 「藤枝市子ども・子育て会議」の <u>所掌事務</u> に、 <u>「藤枝市こども計画に関すること」を追加</u>
第4条 (組織)	【修正】 <u>委員委嘱の条件を以下のとおり修正</u> (修正前)「 <u>子ども・子育て支援</u> 」に関し学識経験のある者など (修正後)「 <u>子ども・子育て支援又はこども施策</u> 」に関し学識経験のある者など

3 施行日

令和7年4月1日

○藤枝市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）

第 72 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき、藤枝市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(用語の定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、支援法及び基本法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1) 藤枝市子ども・子育て支援事業計画に関すること。

(2) 藤枝市こども計画に関すること。

(3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(4) 特定教育・保育施設に関すること。

(5) 特定地域型保育事業に関すること。

(6) その他こども施策の推進に関すること。

(組織)

第 4 条 会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する団体に所属する者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期等)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、児童福祉を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和5年3月20日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日条例第9号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月19日条例第14号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市立みわ保育園の移転・新築工事の完成と名称等の変更について

(こども課)

1 趣旨

市立みわ保育園の移転・新築工事が完成し、令和7年4月に開園する。
また、移転・新築に伴い、保育園の名称等を下記のとおり変更する。

2 市立みわ保育園の概要

- 敷地面積 7,169.13 m²
(第2園庭含む)
- 園舎延床面積 916 m²
- 利用定員 75 人 (R6 から変更なし)



【 施設エントランス (外観) 】



【 施設外観 (全景) 】



【 施設エントランス (内観) 】

- 特徴
 - ・ 保育者の資質向上を図る研修の場として活用する。
 - ・ 個別の配慮が必要なこどもへの支援を強化する。
 - ・ 有事の際には、園舎の一部を福祉避難所として活用し、主に妊婦や乳幼児を受け入れるとともに、第2園庭を仮設住宅用地とするなど、防災拠点としても活用する。

3 名称等の変更 (令和7年4月1日から)

以下を鑑み、現岡部みわ保育園と現岡部あさひな保育園の名称等を変更する。

- ・ 保育における市域の一体感をさらに醸成する。
- ・ みわ保育園の新機軸となる「発達支援や保育者の人財育成に関する研修センター」の機能により、市内全域のこどもや保育者に開かれた施設に発展する。

変更後		変更前	
名称	住所	名称	住所
みわ保育園	岡部町三輪 685-2	岡部みわ保育園	岡部町内谷 1629-1
あさひな保育園	変更なし	岡部あさひな保育園	岡部町宮島 517-1

令和7年度 当初予算・組織の概要



I 令和7年度当初予算案

第6次藤枝市総合計画
基本理念

まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍
幸せになるまち 藤枝づくり

令和7年度

戦略方針のテーマ

”新たな藤枝市“の創造

～魅力と活力、持続ある未来へ再出発～

- ◆ 市民の幸せを実現する“新たな仕組み”の創造
- ◆ 持続力を高める“新たな成長”の創造◆ 人・企業に選ばれる“新たな価値”の創造

重点戦略

- I コンパクト+ネットワークのまちを創る
- II 産業としごとを創る
- III ひとの流れを創る
- IV 健やかに暮らし活躍できるまちを創る

令和 7 年度 当初予算のポイント

未来への投資に重点をおいた

積極型の予算編成

過去最大（一般会計）

666億 8,000万円

前年度から 56 億円増（+9.2%）

- ◆必要事業の重点化と積極的な推進
- ◆特定財源の確保と基金の有効活用
- ◆未来への投資と後年度負担とのバランスを考慮

市民の幸せを実現する“新たな仕組み”の創造

誰もが安心できるまちづくり

- ◆高齢者の総合的な生活支援、障害者の就労支援

持続力を高める“新たな成長”の創造

未来に向けて成長するまちづくり

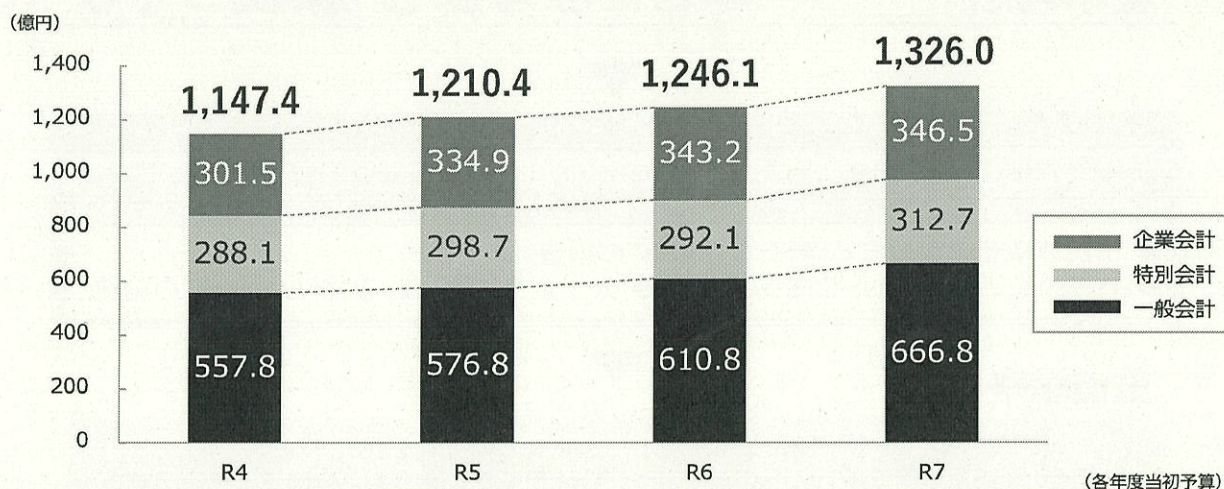
- ◆中心市街地の整備、旧市街地総合再生の促進

人・企業に選ばれる“新たな価値”の創造

若者・女性が集まり、活躍できるまちづくり

- ◆プロの音楽家による若手音楽家の育成・支援

当初予算の規模



行政組織に関する方針（組織改編内容）

部局等	課・室	係・担当	狙い
総務部	地域防災課	地域消防担当【新設】	消防団員の確保や消防団活動の活性化を推進
企画創生部	ふるさと創生推進室【新設】	推進係【新設】	ふるさと納税を活用して市内産業の稼ぐ力の向上や魅力ある地域づくりを推進
健康福祉部	地域包括ケア推進課	包括サポート係【新設】	増加する高齢者課題の困難ケースへの一元的な支援を推進
こども未来応援局	こども発達支援課【名称変更】		障害児通所支援業務を一元化し、発達や将来の自立、社会参加を一貫して支援
産業振興部	オーガニックのまち推進室【新設】	有機農業推進係	有機農業の生産から消費までの戦略的なサイクル確立と産地ブランド化を推進
都市建設部	都市政策課	都市拠点整備係【新設】	土地利用構想重点地区のまちづくり実現に向け、地元組織の支援及び都市計画等を推進
基盤整備局	建設管理課	維持係【新設】	道路や河川に係る維持・管理業務を一元化し、日常生活の安全確保や防災対策を強化
藤枝市立総合病院			
診療部	総合診療科【新設】		令和 8 年開設予定の家庭医療センターに向けた体制を整え、初期診断から在宅まで一貫した医療提供を推進
医療情報センター	医療情報分析室	医療DX推進担当【新設】	医療DXにより、患者の待ち時間の短縮や質の高い医療の提供、職員の業務効率化を推進

IV 健やかに暮らし活躍できるまちを創る

こども・子育てに優しいまちを創る

New

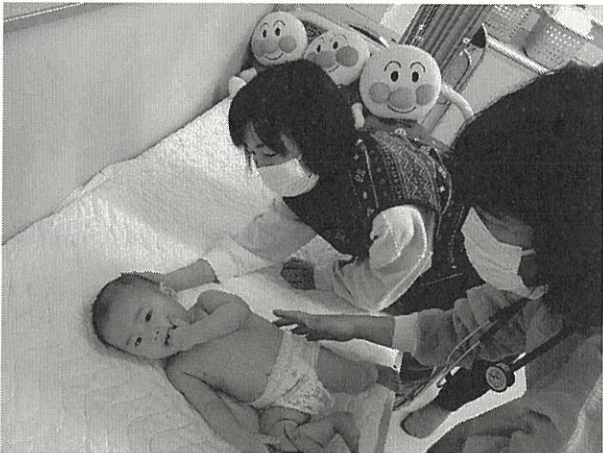
1か月児健康診査費 500万円

- 1か月児の健康診査の受診を促進
- ・身体発育状況 ・栄養状態 ・育児の相談
 - ・身体異常の早期発見 等
- 実施方法：医療機関等での個別健診

New

妊娠・出産・子育てへの伴走型支援 8,490万円

- 妊娠時から出産・子育てまでを一貫して支援
- 妊婦のための支援給付金
 - 妊娠認定後 5万円
 - 妊娠したこどもの人数届出後 5万円×こどもの数
 - 包括相談支援事業
 - 妊婦やそのパートナー等に対し相談や情報提供等の支援



1か月児の健康診査

質の高い教育と学び続けられるまちを創る



個別指導による学習の支援

こどもの生活と学習の支援

1,300万円

経済的支援が必要な世帯の中高校生に対する学習の支援

○学習チャレンジ支援事業

個別指導による学習の支援

対象者：中学生、高校生 **拡充**

開催：週2回 個別指導、特別教室（高校生）

その他、個別面談や家庭訪問、特別講座を実施

○こどもの生活・学習支援事業費補助金 **New**

中高生の受験費用等の支援

補助率等：大学等受験費用 10/10 上限53千円

模擬試験等受験費用

10/10 上限 8千円（大学）

上限 6千円（高校）

補助条件：学習チャレンジ支援事業を月4回以上受講

かつ特別講座を3回以上受講

質の高い教育と学び続けられるまちを創る



架け橋期のこどもたち

New

幼保こ小連携推進事業費

360万円

架け橋期を円滑に連携・接続する体制づくりを推進

幼稚園、保育園、こども園、小学校が連携した

体制づくりを推進

・「架け橋プログラム」の推進 等

小規模校教育充実事業費

230万円

複式学級を支援するための非常勤講師の配置

対象：葉梨西北小2,3年

特別支援教育支援員等活用事業費

2億3,960万円

児童生徒が安定した学校生活を送るための支援員の配置

・特別支援教育支援員 65名

・学校看護師 4名

・学校生活支援員 30名

・登校支援教室指導員 16名

藤枝小、葉梨小、広幡小、朝比奈第一小 **拡充**